［同左］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 15{,}000}$$

算式カの符号

［同左］

B　「令和 3 年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和 4 年 5 月 20 日付け保国発第 0520 第 1 号。以下この表において「令和 3 年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第 1　令和 3 年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「2．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第 9（その 1）　令和 3 年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の 1 ／ 2［33］」欄の数値及び「都道府県様式第 6 － B　令和 3 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「6．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第 6 － B　令和 2 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「7．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第 10　令和 3 年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.99644179

21 七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下「

［略］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 14{,}900}$$

算式カの符号

［略］

B　「令和 4 年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和 5 年 5 月 11 日付け保国発第 0511 第 1 号。以下この表において「令和 4 年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第 1　令和 4 年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「2．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第 9（その 1）　令和 4 年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の 1 ／ 2［33］」欄の数値及び「都道府県様式第 6 － B　令和 4 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「6．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第 6 － B　令和 4 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「7．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第 10　令和 4 年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.98041362

22 七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下「